

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に向けた本市の取り組みについて

福祉局障がい者施策部障がい福祉課

## 1. 法の位置づけ

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、法）は、国連の障害者権利条約の締結に伴う国内法の整備の一環として、障害者基本法第4条（基本原則：差別の禁止）を具体化するために整備。平成28年4月1日施行。

## 2. 法の骨子

## . 差別を解消するための措置

## (1) 「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を規定

	不当な差別的取扱いの禁止 1	合理的配慮の提供 2
国・地方公共団体等	法的義務	法的義務
事業者	法的義務	努力義務

- (1) 障がい者を理由として、正当な理由なく、商品やサービス等の提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることで、障がい者の権利利益を侵害すること
- (2) 障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うこと

## (2) 具体的な対応

- 政府 差別の解消の推進に関する基本方針を策定（H27.2.24閣議決定）
- 国・地方公共団体等 当該機関における取組に関する対応要領を策定（地方の策定は努力義務）
- 主務大臣（国省庁） 事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

## . 差別を解消するための支援措置

- (1) 相談・紛争解決の体制整備
- (2) 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
- (3) 普及・啓発活動の実施
- (4) 情報の収集、整理及び提供

## 3. 本市の取り組み（概要）

## . 差別を解消するための措置

- (1) 「**大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領**」の策定  
（平成27年度末までに市長名で各所属へ通知予定）  
< 対応要領の構成 >

本文	留意事項（別紙）
前文	
第1条 目的	第1 不当な差別的取扱いの基本的考え方
第2条 不当な差別的取扱いの禁止	第2 正当な理由の判断の視点
第3条 合理的配慮の提供	第3 不当な差別的取扱いの具体例
第4条 監督者の責務	第4 合理的配慮の基本的な考え方
第5条 相談体制の整備	第5 過重な負担の基本的な考え方
第6条 研修・啓発	第6 合理的配慮の具体例

< 対応要領の位置づけ >

- ・ **服務規律の一環**として策定（国基本方針（H27.2.24 閣議決定）に基づく）  
但し、処分等の根拠は地方公務員法第 29 条第 1 項とする。
- ・ 任命権者が市長とは異なる所属（教育委員会、交通局、水道局）は別途策定

< 対応要領のポイント >

- ・ 全庁的に実践することを明確化
- ・ 各省庁版に比して具体例を充実して記載
- ・ 原則として **各所属の広聴担当課を窓口とする**（職員による差別的取扱い等に関するもの）

< 検討経過（平成 27 年 8 月～） >

- ・ 庁内に「推進チーム」を設置して検討  
（人事室・区役所・市民局・健康局・教育委員会事務局・福祉局で構成）
- ・ 学識や障がい者団体、各所属から対応要領（案）について意見聴取

・ 差別を解消するための支援措置

（ 1 ） 相談・紛争解決の体制整備

- ・ **既存の身近な窓口**を相談窓口として明確化（国の基本方針に基づく）  
（身近な窓口：各区障がい者相談支援センター、地域活動センター生活支援型、区役所、人権啓発・相談センター）
- ・ 相談者の主訴を把握し、建設的対話による相互理解を目指す
- ・ **既存の身近な窓口をバックアップ**する支援員を障がい者基幹相談支援センターに配置予定  
（平成 28 年度～）
- ・ 市レベルでは解決困難な場合は、**府が設置する広域相談支援員**へ支援を要請

（ 2 ） 障害者差別解消支援地域協議会の設置（平成 28 年度～）

- ・ ネットワークづくりや事案解決の後押しの場合として相談支援機関や学識等の構成で設置予定

（ 3 ） 普及・啓発活動の実施（順次）

- ・ ホームページ、啓発物の作成・配付等を予定

（ 4 ） 情報の収集、整理及び提供

- ・ 手引き等を作成予定（平成 27 年度中）
- ・ 職員研修の機会を捉えた情報提供も予定（平成 28 年度～）